

## あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定検討委員会設置要綱

## (目的)

第 1 条 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)の一部改正及び「地球温暖化対策計画」の改定(令和 3 年 10 月閣議決定)等を踏まえ、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(平成 30 年 2 月策定)を見直すこととし、愛知県の地域特性を十分に生かした、地球温暖化対策の加速に繋がる事項を検討するため、あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (構成)

第 2 条 委員会の委員は、知事が委嘱する。

2 委員は、別表のとおりとする。ただし、委員が委員会に出席できない場合には、代理者が出席することができるものとする。

3 委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

## (座長)

第 3 条 委員会に座長を置く。

2 座長は、委員が互選する。

3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 委員会は、座長がその議長となる。

2 委員会は、公開とする。ただし、委員会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号)の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

## (意見聴取)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

## (会議録)

第 6 条 委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、10 年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第 4 条第 2 項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、環境局地球温暖化対策課において処理する。

## (雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表  
あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定検討委員会

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
青木 清	南山大学法学部法律学科教授
清本 三郎	愛知県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
榊原 章光	愛知県中小企業団体中央会情報調査部長兼三河分室長
塩谷 誠	豊田市環境部環境政策課長
末吉 敏弘	経済産業省中部経済産業局エネルギー対策課長
曾山 信雄	環境省中部地方環境事務所環境対策課長
橋本 当矢	中部電力株式会社執行役員総務・広報・地域共生本部部長
平野 恵嗣	名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課長
村上 涼	名古屋商工会議所産業振興部モノづくりユニット長
森井 定正	東邦ガス株式会社CSR環境部長
森川 高行	名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所教授
山内 弘隆	一橋大学名誉教授
山浦 一晃	名古屋地方気象台防災管理官
山口 剛史	一般社団法人中部経済連合会エネルギー・環境部長
山田 慎太郎	株式会社三菱UFJ銀行東海公務部部長
山本 一清	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
雪田 和人	愛知工業大学工学部電気学科教授兼エコ電力研究センター長
吉田 典子	愛知消費者協会会長
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科教授

(計20名)